

地域開発関連基盤整備事業（継続）

【 90（97）百万円】

対策のポイント

基盤整備の実施により優良農用地を確保するとともに、土地利用の秩序を形成し、農業を含めた地域の開発・振興を図ります。

（基盤整備の効果）

基盤整備とは、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地や農業用水を、良好な営農条件を備えたものに整備することです。

- ・ 基盤整備の実施により、稲作労働時間が約5割短縮、稲作の生産費が約4割低減等の効果があがっています。
- ・ 基盤整備の実施に際しては、農地を大規模な区画に整理し、所有者や耕作者を新たに決め直すことになるため、担い手への利用集積を促進する絶好の機会となります。
- ・ 基盤整備を契機に、1年間に約1万haの担い手への農地の利用集積がなされています。
- ・ 仮に今後基盤整備を行わなければ、未整備水田での耕作放棄が進み食料自給率が低下するおそれがあります。

政策目標

優良農用地の確保、土地利用秩序の形成による農業を含めた地域の開発・振興

<内容>

土地利用調整計画に従い、非農業的土地利用と調整を図りつつ、ほ場整備を実施することにより、優良農用地の確保と非農用地の創設を行います。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等
2. 補助率 45%
3. 事業実施期間 平成15年度～

【担当】 農村振興局農地資源課

柵木・福永 (03) 3502-6277(直)